

## 令和6年9月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 令和6年9月27日（金）午前10時00分～11時20分

2 場 所 市役所6階 604会議室

3 出席者〔教育長〕中島秀行

〔委員〕宮本陽子(教育長職務代理者)、寺本彰、森田理恵、北野大

〔事務局〕千葉裕之教育総務部長、中田利明学校教育部長、池田淳教育総務部次長、櫻井誠学校教育部次長、吉川誠学校教育担当参事兼学校教育課長兼健やか輝き支援室長、中村啓教育センター担当参事兼教育センター所長、鈴木健教育総務課長、北村史恵教育総務課主幹兼教育企画室長、市村浩昭教育施設課長、奥井祥三社会教育課長、三上佳明スポーツ振興課長、稲田里織文化財保護課長、川島一禎文化財保護課主幹、橋本浩志所沢図書館長、刈谷和哉学校教育課主幹、渡辺純也保健給食課長、下村恵利子所沢図書館主査

〔書記〕小城原光貴教育総務課副主幹、藤倉彩加教育総務課主事

4 会議録の承認

5 会議の傍聴者 5人

6 開 会 本日の議案は、議案第19号から議案第21号の3件。

なお、議案第21号については意思決定過程の審議のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、非公開で審議されることに決定した。

7 議題

- 議案第19号 所沢市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について資料に則り、吉川学校教育担当参事から説明があった。

以下質疑

(森田委員)

高齢者部分休業はどんな時に申請・取得をする休業でしょうか。

(櫻井学校教育部長)

現在60歳に達した職員の定年が段階的に引き上げられています。高齢者部分休業は60歳に達した職員が定年まで引き続き働く際に取得できる制度です。常勤の職員の身分のまま、原則として勤務時間の半分を上限として休業することができます。給料は減りますが、フルタイムで働かなくても本採用教職員と同じ扱いで働くことができ、本人が申請すれば本採用のまま定年まで認められる制度です。

(寺本委員)

来年度に61歳の方が該当するということでしょうか。

(櫻井学校教育部長)

昨年度までは60歳が定年でしたが、今年度から定年が61歳になりました。今年度60歳の方が61歳の定年までこの高齢者部分休業を申請できます。

(寺本委員)

今は61歳が定年で、62歳から65歳は再任用でしょうか。

(櫻井学校教育部長)

定年を過ぎた場合については暫定再任用という形で、本人の希望と選択により採用を行っています。

(寺本委員)

暫定再任用の方々に、同じような制度は適用されるのでしょうか。

(櫻井学校教育部長)

この制度は適用されません。暫定再任用の方については、任用を希望される時に勤務形態を伺っています。週5日のうち2日間、5分の2、5分の3、あるいはフルタイムで希望を伺い、それに基づき任用しています。

(北野委員)

申請できるのは自己啓発のためという条件が付いているのでしょうか。

(櫻井学校教育部長)

定年の引上げにより、本来60歳が定年でそれ以降は働かないところを働くこととなります。高齢者部分休業については、加齢による諸事情、例えば体力的、本人の健康状態、家族の介護、あるいは地域のボランティア活動に力を注ぎたい場合に、本人が申請をして取得ができるものです。

(北野委員)

所沢市立小・中学校職員服務規程第28条とは別ということでしょうか。

(櫻井学校教育部長)

そのとおりです。

(中島教育長)

暫定再任用になれば週5日のうち2日だけ働くなど選ぶことができますが、定年が伸びていくと、60歳から65歳までの5年間は本来退職していた人が、働くことになり、実際には体力的に厳しいとされます。定年に達する前に週5日のうち2日だけ働くことを選べる制度はないため、部分休業という形で支える制度と捉えて良いでしょうか。

(櫻井学校教育部長)

そのとおりです。

(宮本委員)

申請は4月1日に出さなければいけないわけではなく、年度を通して提出することができるのでしょうか。

(櫻井学校教育部長)

来年度は、基本的には1年間となっています。「部分休業の期間は60歳に達した日の、最初の4月1日以後の日から当該職員に係る定年退職の日までの全期間とすること」と決まりがあります。61歳定年で60歳に達してから申請をした場合には61歳の定年まで休業を取っていただくこととなります。

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

●議案第20号 令和7年度当初所沢市立小・中学校教職員人事異動の方針について

資料に則り、吉川学校教育担当参事から以下のとおり説明があった。

教職員の人事異動については、毎年、埼玉県が「教職員人事異動方針」及び「市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」を定め、それに基づき、県内教育界の活性化や、職務経験を豊かにすることによる人材育成等を期して人事が進められている。また、それに伴い、所沢市においても「所沢市立小・中学校教職員人事異動の方針」及び「所沢市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」を定め、本市教育の

充実発展を期して、人事異動を進めている。

埼玉県の人事異動方針及び人事異動方針細部事項について、文言の修正がなされたが、昨年度からの大きな変更点はない。

「令和7年度当初所沢市立小・中学校教職員人事異動の方針」については、県の人事異動方針の内容を反映した。

「令和7年度当初所沢市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」については、年月日等を今年度用に訂正を行ったが、大きな変更点はない。

なお、「5 その他」－(2)退職－(イ)勸奨退職申し出期日は、県教委の人事異動方針細部事項に基づき、令和6年12月8日を「教育長が定める期日」とする。今年度は週休日（日曜日）ではあるが、この期日となる。

また、県の人事異動方針細部事項の「2 転任・転補について」－(9)を、本年度も、本市小・中学校教職員人事異動方針細部事項の「2 転任・転補について」－(7)として取り入れている。

理由としては、今のところ学校の新設や学区変更の予定はないが、従来より本市には通学区域の暫定区域がある。暫定区域のある学校では、在籍児童生徒数が変わる可能性がある。在籍児童生徒数の増減は、学級数の増減につながる場合があり、教職員数に関わることとなるからである。

以下質疑

(北野委員)

当初と書かれていますが、当初とは期の初めということでしょうか。

(櫻井学校教育部次長)

令和7年度当初は4月1日です。県費負担教職員の人事は4月1日が基準となって1年間進めていくことになるので、年度当初という意味です。

(北野委員)

暫定再任用職員と役職定年後の職員はどのように違うのでしょうか。

(櫻井学校教育部次長)

管理職の場合、役職定年があり、校長の方は60歳で校長職を定年になります。ただ、本採用の期間としては定年が61歳、62歳と引き上げられているので、60歳以降は校長ではなく本採用教職員として勤務をしなければいけません。普通の教職員であれば60歳を超えても変わりませんが、管理職の場合は職が変わ

ります。暫定再任用は60歳で定年した場合、あるいは61歳で本来の定年を迎えた場合で、定年を迎えた後は暫定再任用職員となります。

(北野委員)

転任と転補の違いは何でしょうか。

(櫻井学校教育部長)

転任は市町村をまたぐ人事異動のことです。転補は市町村内での学校の異動のことです。

(北野委員)

令和7年度当初所沢市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項「2 転任・転補関係」の(1)に「教職員の意向を把握し」とありますが、事前に教職員の異動希望を聞くということでしょうか。

(櫻井学校教育部長)

各教職員の異動の条件や意向を把握します。調書があり、10月1日に全教職員に配付し意向を把握する方法です。意向の把握でも原則、条件に当てはまる人は市町村外に積極的に異動するといったものがあり、それに伴って意向を配慮します。

(中島教育長)

異動したい市町村の希望を出すことはできますが、市内の特定の学校に異動したいといった希望は出せません。

(北野委員)

家庭の事情で異動したくない場合、その意向は提出できるのでしょうか。

(櫻井学校教育部長)

「特記する事項」の欄があり、文面で書けるところもあります。

(宮本委員)

令和7年度当初所沢市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項「2 転任・転補関係」の(15)に「女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する」とあります。県教委の令和7年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項に基づいていると思いますが、以前の定例会で特に女性とは書かなくて良いのではないかという意見が出たこともありました。ここについて、県から意図を伺っていますか。

(櫻井学校教育部長)

所沢市の人事異動方針は県の人事異動方針に準じてとなっています。管理職等についても女性の方の登用を推進していくこともあり、こういった表記をしています。

(中島教育長)

中学校に女性の管理職は3人で、女性の管理職が少ないので、女性を登用していこうとする意図が含まれていると思います。

(森田委員)

市内の学校で女性の管理職の増減はいかがでしょうか。

(櫻井学校教育部長)

小中学校合わせてとなりますが、近年は女性の校長・教頭は増加傾向です。

(中島教育長)

女性の登用をしたいとは思っても、候補者として女性の数が少ない状況です。中学校で女性の校長はいないため、増やしていきたいと思っています。

(北野委員)

管理職の登用は試験があるのでしょうか。

(櫻井学校教育部長)

管理職については2つ試験があります。教頭候補者選考と校長候補者選考です。

(北野委員)

合格はどなたが決めるのでしょうか。

(櫻井学校教育部長)

県教委で合格者を決めています。

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

## 8 協議事項

○第3次所沢市図書館ビジョン策定におけるパブリックコメント手続きについて資料に則り、橋本所沢図書館長から、以下のとおり説明があった。

図書館運営の基本的な方針として、目指すべき方向性を定めた「第2次所沢市図書館ビジョン」の計画期間が、令和6年度に終了することに伴い、現在「第3次所沢市図書館ビジョン」策定の事務を進めている。素案が完成したので、ご

協議をお願いするものである。

本計画については、平成24年12月に「図書館法」第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が施行され、図書館の基本的運営方針の策定や目標の設定などの公表が、努力義務として定められたことから、平成25年3月より策定している。

策定に当たって、市の上位計画である「総合計画」「教育振興基本計画」と整合性を図りながら進めてきた。

計画については、第3次ビジョンの策定に当たり、第2次の構成を見直し、計画全体の構成を7章立てから5章立てへと変更した。

1ページからの第1章においては、社会情勢が変化していく中で、今まで所沢図書館が何を求められ、どのような役割を担ってきたかを振り返りながら、今後の計画において、図書館が目指すべき展望や未来像について触れ、3ページにおいては計画の位置付けや関連図を示し、6ページから9ページにおいては現在の図書館が提供しているサービス等の内容を掲載している。

今回の第3次ビジョンの策定においては、更なるデジタル化の進展への対応や、新聞や歴史的書物のデジタルアーカイブ化、外国人居住者の増加に伴う多文化サービスの提供、更に令和元年に施行された「読書バリアフリー法」関連する障がい者の方へのサービスの拡充なども課題として捉えている。

次に、10ページからの第2章「第2次ビジョンの成果と課題」では、第2次ビジョンの計画における、5つの基本目標の事業施策を振り返り、成果と課題について掲載している。総括においては、市民アンケートの結果や成果指標の達成度などを踏まえ、第2次ビジョン策定期間中の成果や課題を分析し掲載した。

コロナ渦の影響もあり、利用者数の減少が見られたが、オーディオブックや電子書籍などの新たな非来館型サービスを開始できたことなどが成果としてあげられた一方、利用者からは、非来館型サービスとして、図書取次ポイントや電子書籍の拡充を望む声が多いこともアンケートから分かった。また、障がいのある方へのサービスの提供についても、資料や機器の提供に課題があることが分かった。これらの振り返りで判明した課題については、第4章の実現に向けての事業施策に具体的に反映させている。

27ページからの第3章は「第3次所沢市図書館ビジョンの構成」ということ

で、計画の構成を示している。なお、基本理念及び基本方針は、図書館の業務を行う上で普遍的なものと考え、第2次ビジョンを踏襲している。運営の基本方針を支える5つの基本目標についても引き続き、暮らし、学び、読書、地域、未来を支えるとしている。

36ページからの第4章で、ビジョンの推進に向けた具体的な事業施策を掲載している。

今回の計画期間は5年間としている。2次までの計画期間は6年間だったが、総合計画や教育振興基本計画策定のスケジュールを参考に、今後は新たな上位計画を反映させる形で策定するため、今回から計画期間を5年間とした。なお、施策の体系は37ページからの図のとおりとなっており、39ページでは図書館サービスの連携図を示している。

40ページ以降は、具体的な実現に向けての事業施策が掲載されている。今回の事業施策の中に、新たに盛り込んだ内容としては、第2章の成果と課題でも触れたが、外国人居住者の増加に対応するための多文化サービスの充実や、電子書籍サービス及び障がい者サービスの拡充、新聞や市史のデジタルアーカイブ化などを、具体的な施策として新たに挙げている。

60ページ以降の第5章では、PDCAサイクルに基づいた進捗管理と成果について掲載している。

今後、資料編として、第5章の後ろに関係法令や市民アンケート調査の結果などを追加する予定である。

なお、第3次ビジョンのタイトルについては、前半の第3章までに図書館の目指す方向性（ビジョン）を示し、後半の第4章以降に実現に向けた施策を示す構成にしたことから、「第3次所沢市図書館ビジョン-実現に向けての事業計画-」に変更した。

最後に今後の予定だが、庁内意見の聴取を経て、10月の政策会議において発議し、11月22日（金）から12月21日（土）までの期間でパブリックコメントを実施し、市民の方からご意見をいただく。最終的には教育委員会会議において、議案の承認を受けた後、令和7年3月の発行を予定している。

以下質疑

(寺本委員)

7ページと11ページにレファレンス件数の現状が記載されています。レファレンスは活用するといろいろなことが分かる大事な機能だと思いますが、件数が減少しています。11ページにある令和5年度レファレンス件数の達成率が目標値に対して55.7%です。他の項目だと100%を超えているものもありますが、レファレンスだけが低くなっています。これについて対策は考えていますか。

(橋本所沢図書館長)

レファレンスの件数については、コロナ禍の影響や図書館の休館があり、来館者数が減少したことも影響していると分析しています。また、昨今インターネットやスマートフォンが普及したこともあり、ある程度のことは自身で調べられたことも、レファレンス件数の減少につながっているのではないかと分析しています。

(寺本委員)

11ページの課題1つ目に「利用したことがない、または知らない市民も多い」とあります。小中学校での図書室の使い方や図書館の利用に関する情報共有でレファレンスという機能があることを教え、利用の機会を増やすことが大事だと思います。図書館だけでなく学校教育課とともに企画をしていただきたいと思っています。

(橋本所沢図書館長)

レファレンスの言葉自体、すべての方が理解されていない部分もあるので、広報する必要があったと思います。レファレンスは「こういう本を読みたい」「この関連のものが読みたい」という要望に対し、その方の知的好奇心や興味を満たすために、図書館の職員が今までの経験や知識を活かして本の情報を提供することになります。レファレンスという言葉が利用者の方に浸透していないので、簡潔な説明や広報、小中学校への教育を行い、図書館へ足を運んでいただけるようにしたいと思います。

(寺本委員)

レファレンスを実際に使われた方が令和5年度に761人います。この方々に機能を使った後の感想や評価をいただくと、広報や課題発見になると思うので、

フィードバックをいただくと良いと思います。

(橋本所沢図書館長)

参考にします。

(中島教育長)

利用者の声を広報やホームページに載せることもできると思うので、工夫してください。

(宮本委員)

インターネットでいろいろな情報を検索できますが、自分が本当に必要としている情報なのか、情報の取捨選択が難しい部分もあります。レファレンスでは有効に情報提供いただけることを知らせるのは大事だと思います。学生が研究しようとする文献を使って調べているので、機能を求めている顧客層はもっといると思うので広報してください。デジタルの部分で今年度からオーディオブックや電子書籍が始まりましたが、冊数が「第3次所沢市図書館ビジョン」に載っていませんでした。数字として載せたらいかがでしょうか。

(橋本所沢図書館長)

具体的な冊数は資料に載せていませんが、4月2日から電子図書館のサービスを始め、利用者の推移は、4月が403件、5月が213件、6月が122件、7月が125件となっており、開始時から減少傾向です。市民アンケートの結果では読みたい本が少ないとの声があるので、コンテンツの充実などもこれから考えていきたいと思っています。

(北野委員)

27ページの基本方針は良いと思いますが、「地域を支える」で「所沢ゆかりの郷土資料の収集・整備」とあります。所沢の図書館ならではの蔵書を増やしてほしいです。また、「図書館職員の資質向上」とありますが、利用者から対応についての感想はいただいているのでしょうか。

(橋本所沢図書館長)

カウンターで来館者の方の要望や苦情に対応しているので、何かあった時には必ず報告を義務付けています。私も必ず目を通して、どのような対応をしたのか、1次対応が良かったのか等を分析して、職員に返しています。窓口でトラブルがあった時には記録を取るようにして、再発を防ぐようになっています。

(北野委員)

本のリクエストは聞いていますか。

(橋本所沢図書館長)

すべての要望に応えることはできませんが、利用者の方から希望されたものは1週間に1回行っている選書会議で決めています。買えない場合は、必ず買えない理由を返答しています。

(北野委員)

図書館は学びの場ですが大学生のボランティアが中学生に勉強を教えるなど、そのような場は提供していますか。

(橋本所沢図書館長)

現状は行っていません。

(森田委員)

レファレンスをどのような年代、職業の方が利用しているか把握していますか。

(橋本所沢図書館長)

年齢層では中高年の方が多い傾向です。職業は把握していません。

(森田委員)

年齢層によりレファレンスの広報の方法を工夫していただきたいと思います。

## 9 報告事項

○所沢市まちづくりセンター設置条例制定に伴う所沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例改正に対する意見照会への回答及び教育長臨時代理について(報告)(教育総務課)

○所沢市教育委員会後援等名義使用許可について(教育総務課)

○所沢市教育委員会の9月から12月までの主な行事予定について(教育総務課)

○所沢市社会教育委員会議からの「コミュニティ・スクールへの意見書」について(報告)(社会教育課)

○富岡シニアスマホ学園について(報告)(社会教育課)

○令和6年度「第78回所沢市二十歳のつどい」について(社会教育課)

○北野公園市民プールの利用人数について(スポーツ振興課)

○所沢市ゆかりのアスリート凱旋報告会について(スポーツ振興課)

○所沢スイミングフェスティバルについて（スポーツ振興課）

○令和6年度「ところざわ埋文まつり」の開催について（文化財保護課）

○令和6年度秋季企画展「弟と、姉一俳優・左ト全と歌人・三ヶ島葎子」の開催について（文化財保護課）

○令和6年度図書館要覧について（所沢図書館）

以下質疑

（寺本委員）

シニアスマホ学園は富岡以外の場所で予定はありますか。

（奥井社会教育課長）

他の公民館でも方法は違いますが実施しています。三ヶ島公民館のように地域包括支援センターと連携して実施する例や、中央公民館のように地域づくり協議会と連携する例など、様々あります。

（宮本委員）

「第78回所沢市二十歳のつどい」の会場について、今回から中学校区割で会場が変わりますが、在籍人数によって人数格差があると思います。収容人数の100%を超えてしまうところがあるか、全員が参加したときに誘導できる体制について検討しているか伺います。

（奥井社会教育課長）

収容人数について、100人近く増える会場は3か所あります。各まちづくりセンターに確認していますが、例年どおり収まると聞いています。

○所沢市議会第3回定例会において審議された議案について（報告）（教育総務部）

- ・「小学校教師用教科書・指導書の取得の承認を求めることについて」
- ・「所沢市まちづくりセンター条例の制定について」

質疑なし

## 10 議題

●議案第21号 令和6年度所沢市教育功労者（追加）の表彰について【非公開】

《削除》

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

1 1 その他

今後の日程

- ・教育委員会会議 10月定例会：10月31日（木）
- ・教育委員会会議 11月定例会：11月19日（火）

1 2 閉 会 午前11時20分